

議員提出第 4 号議案

平成 26 年度地域別最低賃金改正等についての意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 26 年 7 月 4 日

提出者

田 中 八洲男
吉 田 政 司
三 島 治
白 石 恵 子
石 原 真 一
尾 村 利 成

須 山 隆
珍 部 裕
洲 浜 達
角 繁 子
岩 智 岳
萬 代 弘 美

足 立 昭 二
絲 原 徳 康
佐々木 雄 三
平 谷 昭
和 田 章 一郎

(別紙)

平成 26 年度地域別最低賃金改正等についての意見書

我が国経済は、アベノミクスの効果により景気が緩やかに回復していると言われていますが、地方においてはそれが十分浸透していないというのが実感です。そうした中、現在、雇用者に占める非正規労働者の比率は、過去最高の 38.2%に及んでおり、年収 200 万円以下の層は、全国で 1,100 万人に迫る極めて厳しい状況におかれています。

こうした中で、中央最低賃金審議会は、平成 19 年の最低賃金法の改正や安倍政権が打ち出した「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえ、全国の地域別最低賃金の引き上げを図る目安を示しているところです。アベノミクス効果を地方に実効あるものにするためにも、こうした最低賃金の見直しは、しっかり検討されるべきであります。

一方、地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費及び賃金」並びに「通常の事業の賃金支払い能力」を考慮して定めることとなっていますが、勤労者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう「生活保護に係る施策との整合性」に配慮することとされており、雇用労働者の生活を支える最大の柱であり賃金のセーフティネットである最低賃金制度は、最低賃金近辺で働く人々の生活に重大な影響を与えています。

こうした現状に鑑み、本議会は下記事項を強く要望します。

記

- 1 平成 26 年度の地域別最低賃金の改正に当たっては、一般労働者の賃金水準、経済諸指標、当該県の経済実態、県民の生活環境などを踏まえた適正な改正を図るべく努めること。
- 2 国においては、地方労働局に対し、未組織労働者やパートタイム労働者等にも十分配慮した当該地域別最低賃金の適正な審議の確保とその審議結果に基づいた当制度の周知徹底を図るよう指導すること。
- 3 適正な最低賃金やその引き上げに配慮する上から、中小企業等に対する各種支援や助成の拡充強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 月 日

島 根 県 議 会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済再生担当大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革）